

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 74 号

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を改正する規則

京都市市内出張等旅費支給規則の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中「8級及び7級」を「7級及び6級」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与安全衛生課)